

代謝系に影響のない遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種

(①×①スタック)の取扱いについて(案)

- ①×①スタックについては、亜種のレベル以上での交配や摂取量・食用部位・加工法等に変更がある場合を除き、食品安全委員会の「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」(参考資料5)において安全性の確認が必要とされておらず、実際にも、食品安全委員会で個別事例ごとに「改めて安全性の確認を必要とするものではない」と判断されている。
- 現在、これら安全性の確認を必要としない①×①スタックについても、全例、食品安全委員会に食品健康影響評価を要請するが、掛け合わせ後の植物自体の安全性の確認はされず、当該スタックに該当するか否かが判断されている。
- 厚生労働省の安全性審査の手続に関する告示などにおいては、①×①スタックについて、個別に食品安全委員会の判断を要することになっているが、これらの状況をふまえ、次のように食品衛生法上の取扱いを整理してはどうか。

1. ①×①スタックの安全性審査の在り方について

- (1) 掛け合わせ前の植物は安全性審査済みであり、代謝系への影響の有無についても明確に判明していることに加え、
(2) 当該スタックについての知見が蓄積してきたこと(191品種:平成25年9月5日現在)
から、当該スタックに該当することが明らかであるものについて、後代交配種と同様の取扱いとする。

2. ①×①スタックであることの判断の方法などについて

- 具体的な運用として、これまでに食品安全委員会において①に該当すると判断されたもの同士の①×①スタックに限定することとする。
- また、開発状況等を把握するため、商品化の際に事業者から届出を受ける

こととする。

3. ①×①スタックの安全性審査の手続について

- 上記を踏まえ、①×①スタックの安全性審査の手続について次のような取扱いとすることとする。

代謝系に影響のない遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の 安全性審査の手続に係る考え方（まとめ）

- 現在、安全性の審査を経た旨の公表がなされた品種と従来品種とを伝統的な育種の手法を用いて掛け合わせた品種（以下「後代交配種」という。）のうち、次に掲げる要件を満たすものについては、安全性の審査を経た旨の公表がなされたものとみなしている。
 - 一 組換えDNA技術により新たに獲得された形質が後代交配種においても変化していないこと。
 - 二 亜種間での交配が行われていないこと。
 - 三 摂取量、食用部位、加工法等の変更がないこと。
- 同様に、安全性の審査を経た旨の公表がなされた品種同士の掛け合せであって、組換えDNA技術により新たに獲得された形質が代謝系に影響を及ぼすものでないもののうち、上記一から三を満たすものについては、安全性の審査を経た旨の公表がなされたものとみなす。

【参考】

■①×①スタックとは

- 遺伝子組換え植物については、個別に安全性審査が行われており、遺伝子組換えでない従来の食品と比較して、これと安全性が同等であることを確認している。
- これら、安全性審査済みの遺伝子組換え植物同士を掛け合わせて得られた植物は「スタック」と呼ばれている。
- また、「スタック」のうち、特に、代謝系に遺伝子組換えによる影響がなく、害虫抵抗性や除草剤耐性などの形質を獲得した植物同士を掛け合わせて得られたものを便宜上「①×①スタック（*）」と呼んでいる。

（*）遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方

食品安全委員会決定

《遺伝子組換え植物について》

遺伝子組換え植物は、付与される形質によって、以下の3つに分類される。いずれも、食品としての安全性評価が必要とされる。

- ① 挿入された遺伝子によって、宿主の代謝系には影響なく、害虫抵抗性、除草剤耐性、ウイルス抵抗性などの形質が付与されるもの。
- ② 挿入された遺伝子によって、宿主の代謝系が改変され、特定の代謝系を促進又は阻害して、特定の栄養成分を高めた形質や細胞壁の分解などを抑制する形質が付与される もの。
- ③ 挿入された遺伝子によって、宿主の代謝系における一部の代謝産物が利用され、宿主が有していない新たな代謝産物を合成する形質が付与されるもの。

